

第6回第3期熊本県教育振興基本計画検討・推進委員会 議事録

日 時：令和4年（2022年）7月22日（金）午前10時～午前11時20分

場 所：ホテル熊本テルサ3階たい樹

出席者：井藤裕子委員、園部博範委員、出川聖尚子委員、永田佳子委員、
東寛明委員、干川隆委員、八幡英幸委員

（以上7名、飯村伊智郎委員、田中万里委員、堤純子委員は欠席）

議 題：（1）会議の公開について

（2）熊本県教育委員会の点検及び評価（令和3年度対象）及び「第3期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」の令和3年度の実施について

【事務局（教育政策課）】

ただ今から、第6回第3期熊本県教育振興基本計画検討・推進委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、白石教育長から御挨拶申し上げます。

【白石教育長】

会議の開催にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、委員の皆様には、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。新型コロナウイルスの感染が急増し、我々も会合等を見直したりしなくてはならないかなと思っているところ、こうやって開催できて嬉しく思っております。

また、日頃から、委員の皆様方には、熊本県の教育行政への御理解と御協力をいただきまして、重ねて御礼申し上げます。

本県では、令和2年度に熊本県の教育大綱を改定いたしまして、それに伴い、第三次の教育プランを策定しております。計画期間が令和2年度から5年度までの4年間ということで、ちょうど今年が折り返しの年ということでございます。残すところは1年と半年、まさにその成果を上げるべく取り組む中で、今年が重要な年、正念場の年ということで、来年度の予算に向けて、今年どこまでいくかということで、しっかり取り組んでいきたいと考えています。教育プランに沿って様々な取組を行ってございまして、着実に進んでいるものもございしますが、まだまだ取組が足りないもの、それから課題が大きいものがございますので、本日は、皆様方から、様々な見地から御意見いただきまして、今後の取組の参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく御願い申し上げます。簡単でございますが、御挨拶と代えさせていただきます。本日はよろしく御願いいたします。

【事務局（教育政策課）】

本日の会議資料につきましては、お手元に配付しております資料1から資料5、出席者名簿、配席図、審会等の会議の公開に関する指針、教育プラン本体となっております。

まず、今回御出席いただいております委員の皆様を御紹介いたします。資料1の推進委員名簿に沿って、氏名を50音順に御紹介させていただきます。

熊本県公立高等学校PTA連合会理事 井藤裕子様、崇城大学総合教育センター教授 園部博範様、熊本学園大学社会福祉学部教授 出川聖尚子様、熊本経済同友会常任理事 永田佳子様、株式会社熊本日日新聞社編集局地域報道本部社会担当部次長 東寛明様、東様には、石貫前委員の御退任に伴いまして、新たに御就任いただいております。次に、熊本大学大学院教育学研究科教授 干川隆様、熊本大学理事 八幡英幸様。

以上、本日御出席7名の皆様でございます。どうぞよろしく願いいたします。

なお、委員名簿でございます、熊本県立大学総合管理学部教授 飯村伊智郎様、熊本県PTA連合会会長 田中万里様、織月酒造株式会社代表取締役社長 堤純子様につきましては、御都合により、本日御欠席でございます。PTA連合会会長の田中様は、前園田委員の御退任に伴いまして、新たに御就任いただいております。

それでは、今後の議事の進行につきましては、第3条第5項の規定によりまして、八幡委員長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【八幡委員長】

はい。それでは、大変僭越ながら委員長を務めさせていただいております八幡英幸と申します。ここからの進行をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

最初に少し言わせていただくと、さきほど白石教育長の方から御挨拶がございましたけれども、節目の年、後1年半ということで折り返しの年ということでございました。考えてみますと、この間、最初に計画を策定したときには予想していなかったことがいくつもおきております。まずコロナ、これは誰も予想しなかったことかと思っております。それでも副産物として、学校教育では、やむにやまれぬというところがございますが、DX、ICT活用が否応なく進んだというところもございます。遠隔授業等をせざるを得ないような状況も出てきた。これもなかなか想像がつかなかった。それから、特に本県におきましては、今後大きな影響が出てくるであろう問題として、半導体産業の新たな集積が始まりつつあると。非常に大きな波が来ていると。地域社会も変わるだろうし、子ども達に求められる資質能力というものも大きな影響を受けてくる可能性があるかと。多くの外国人技術者、労働者とともに働いたりする、そういった未来を、子ども達の方にも求められるといったことが今後考えられると。いよいよ教育の使命は大きくなっていくなというのを痛感しているところでもあります。そのような変化の中で、どのように共生社会と言われるような社会を作っていくか、それに教育は非常に深く関わってくるだろうなと感じているところでもあります。

このような状況の中で、今回は第6回ということになっておりますけれども、5年間の計画を立てて、それをモニターしていくというやり方が、なかなか時代の変化についていけないというような状況になっているような気もしております。私は大学に所属しておりますが、大学も、国から、中期計画を立てろということで、現在第4期中期計画の中なのでございますけれども、早速、今回の半導体の件ということで、大幅な見直しを迫られて

いるといった状況があります。今日はそういったことも含めて、現状と計画の実施状況を照らし合わせながらですね、いろいろな意見交換が行われるのではないかなと勝手ながら予想しているところでございます。今日若干、欠席の委員がおられまして、少しコンパクトな会になっておりますので、是非、アットホームな感じで自由・活発な意見交換ができればと思っております。つたない司会ではありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

●議題（１）会議の公開について

【八幡委員長】

それでは最初に、議題の１の会議の公開について説明をさせていただきます。本会議につきましても、審議会の会議の公開に関する指針第３の規定に基づき、公開により開催させていただきたいと考えておりますが、御異議ございませんでしょうか。

<※異議なしの声>

はい。それでは、本会議は公開で進めさせていただきます。

●議題（２）熊本県教育委員会の点検及び評価（令和３年度対象）及び「第３期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」の令和３年度の取組について

【八幡委員長】

それでは議題２に参ります。熊本県教育委員会の点検及び評価（令和３年度対象）及び「第３期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」の令和３年度の取組についてです。

まず、資料に沿って事務局の方から御説明をいただき後、委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。それでは、事務局からの御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局（教育政策課）】

教育政策課でございます。

「熊本県教育委員会の点検及び評価について」説明させていただきます。

はじめに、この点検・評価を行う理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条の規定に基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、報告書を作成することとされております。また、加えて、教育委員会は、点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用すると規定されておりますので、本日、本委員会におきまして、皆様から御意見をお伺いするものでございます。

今回の点検及び評価は「令和３年度」を対象としており、報告書の本体は資料４の別冊のとおりですが、本日は、資料３「熊本県教育委員会の点検及び評価報告書 概要」に沿って説明させていただきます。

まず、概要の「2 報告書第1部 教育委員会の活動状況」ですが、ここでは、教育委員会の活動状況や、広報の状況等について記載しております。

次に、「3 報告書第2部 「第3期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」に関連する教育施策の実施状況」を御覧ください。

教育施策の実施状況について、令和2年度に策定しました「第3期教育プラン」に沿って、令和3年度の取組状況を整理しております。

全部で15の指標を設けており、このうち8つの指標が策定時から改善しております。

横ばいは5指標、悪化した指標は2指標となっており、引き続き目標達成に向け課題への対応を進めて参ります。

次に「4 今後のスケジュール」を御覧ください。

本委員会において御意見を伺った後、8月定例教育委員会で最終評価を行い、その後、9月の県議会に報告します。

議会後には、県ホームページにおいて公表する予定です。

2ページをお願いします。

「5 主な取組、課題・今後の方向性」ということで、報告書第2部に記載している内容となっております。見開きの左側2ページに主な取組や課題・今後の方向性を、右側の3ページに指標の状況を記載しております。

それでは、教育プランの「基本的方向性」に沿って、主な取組や課題等について説明させていただきます。

左側を御覧ください。最初に、「基本的方向性1：家庭・地域の教育力向上」です。教育プランでは、10項目の重点取組を掲げていますが、この基本的方向性1では、「家庭教育支援にしっかり取り組みます」を重点取組としています。

「親の学び」オンデマンド講座を開発し、DVD配付や県のホームページ掲載により普及を図りました。双方向型のオンライン講座実施に向けた環境面、技術面に対する支援が必要です。

次に「基本的方向性2：安全・安心に過ごせる学校づくり」です。

「子供たちが安全・安心に学ぶ学校をつくります」「貧困の連鎖を教育で断ち切ります」を重点取組としています。

熊本県人権子ども集会及び人権教育に係る教職員の資質や実践的な指導力を高めるための研修会等を実施しました。教職員の人権問題への基本的認識を深めるため、研修内容及び指導資料の工夫・改善が必要です。

いじめへの対応として各学校が配置した情報集約担当者向け研修を実施しました。また、県立学校生徒を対象とした「いじめ匿名連絡サイト（スクールサイン）」を運用

しています。情報集約担当者向け研修において組織的な対応を指導し、児童生徒が安心して学校に相談できる体制を構築して参ります。

スクールカウンセラー83人、スクールソーシャルワーカー21人を配置し、不登校児童生徒等に対し連携して支援を実施しました。欠席が10日に達する前に専門家の支援につなぐ「愛の1・2・3運動+1」の取組の更なる推進が必要です。

次に「基本的方向性3：確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成」です。

「“生きる力”の基礎となる学力向上を図ります」を重点取組としています。

『熊本の学び』アクションプロジェクト」として、「誰一人取り残さない学びの保障」と「教員一人一人の授業力向上」の二本柱で各市町村立学校の支援に取り組みました。「熊本の学び」ステップアップ研修を実施し、課題解決に向けた教員の指導力向上を図り、児童生徒の学力向上を目指します。

「高校生のための学びの基礎診断」活用方針を定め、方針に基づき、各校において「基礎学力定着のための指導計画」を策定しました。「基礎学力定着のための指導計画」におけるPDCAサイクルの確立に向け、学校訪問等を通じた指導・助言を行います。

次に、「基本的方向性4：障がいや多様な教育的ニーズに応える」です。

「障がいのある子供の学びを支えます」を重点取組としています。

特別支援学校の児童生徒の進級や進学等の実態を踏まえ、個別の教育支援計画の作成・活用・引継に係るガイドラインを令和4年1月に改訂しました。教育支援の方法等を引き継げるよう、個別の教育支援計画の意義についての理解啓発を図って参ります。

熊本市と合同で夜間中学についてのニーズ調査を実施しました。熊本市と連携し、令和6年4月開校に向け、計画的に設置準備を進めて参ります。

指標の状況については右側3ページを御覧ください。それぞれの指標や令和3年度の実績値等を掲載しております。

4ページをお願いします。

次に、「基本的方向性5：キャリア教育の充実とグローバル人材の育成」です。

「英語教育日本一を目指します」「進学や就職の夢を叶えます」を重点取組としています。

全県立高校（全日制）でインターンシップを実施しました。特に普通科生徒のインターンシップ体験の増加が課題です。

英語外部検定試験受験料に係る市町村への補助や低所得世帯への受験料補助を実施しました。1、2年生からの積極的な受験を推進するなど、英語力向上のための取組を着実に進めて参ります。

八代中学校・高校を国際バカロレアの認定に向け申請する学校に選定しました。本県の国際バカロレアへの認知度は高くないため、生徒募集に向けた周知活動に力を入れる必要があります。

次に、「基本的方向性6：魅力ある学校づくり」です。

「魅力ある学校づくりを進めます」を重点取組としています。

熊本スーパーハイスクール構想に基づき、各学校の特色を明確化するスクール・ミッションを策定しました。「県立高等学校あり方検討会」の提言に基づき、引き続き、魅力化に向けた取組を実施していきます。

防災型コミュニティ・スクールから総合型への移行手続が完了し、令和4年度から全ての県立高校・特別支援学校が総合型に移行しています。教育課程や学校経営計画等にも地域の声を反映し、地域に開かれた学校運営に努める必要があります。

次に、「基本的方向性7：子供たちの学びを支える」です。

「教員の指導力向上を図ります」「ICT教育日本一を目指します」を重点取組としています。

県立学校宛てに「在校等時間の上限方針」に係る周知チラシを作成し、全教職員に配布しました。勤務時間の適正管理等、働き方改革に係る取組状況に差が見られることから、引き続き周知・啓発を行っていきます。

県立学校（特別支援学校18校、定時制2校）の給食費公会計化に向け、条例を制定し、食材調達業務の効率化についても検討を進めました。令和5年度から、学校給食を実施している県立学校において学校給食費の公会計化を実現します。

県立学校について、1人1台端末及び普通教室等の校内通信ネットワークの整備が完了しました。校内通信ネットワークが未整備の特別教室・体育館等について、整備を完了させます。

次に「基本的方向性8：文化・スポーツの振興と生涯学習の推進」です。

県スポーツ協会のクラブアドバイザーと市町村を訪問し、総合型地域スポーツクラブの設置促進等に関する情報交換を実施しました。総合型地域スポーツクラブの更なる設置促進及び指導者の育成と活動内容の充実が必要です。

次に「基本的方向性9：災害からの復旧・復興」です。

令和2年7月豪雨で被災した文化財（国・県指定、国登録）は、復旧対象43件のうち22件が復旧しました。引き続き、文化財の災害復旧を進めてまいります。

指標の状況については右側5ページを御覧いただければと思います。

事務局からの説明は以上です。

【八幡委員長】

ありがとうございました。それでは、ただ今の御説明につきまして、まず質疑応答をしたいと思います。これから45分くらいの、もう少しいけるかな、50分くらいはいいと思うので、まず質問からいきましょう。指名とか順番等は決めませんので、どなたからでも御質問いただければと思います。

ちょっと最初に口火をきるので。最初の基本的方向性についての、親の学び講座、コロナの影響をもろに受けていると思われませんか。そして前年度比、令和2年度、令和3年3月の実績からすると、回復しているというふうに見えますよね。その観点から見ると、最終的には策定時からの変化が重要なかもしれませんが、コロナの影響からの回復という面から見ると、どのように見ておられるかというのをお聞きしたいのですけれども。

【社会教育課】

社会教育課でございます。御質問ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、保護者の方々が学校等に集まれる機会自体が減少したということが親の学び講座の減少につながった要因と考えております。それによりまして、令和2年度は大変減少しまして、令和2年度の実績としましては、就学前施設の実施率が8%、小学校が64.9%、中学校が51.3%という実施率でございました。それが昨年度は、就学前施設が29.5%、小学校が87.7%、中学校が64.7%ということで、上昇したところでございます。その要因の一つが、オンデマンド等のツールをこちらから御提供させていただいたということと、令和2年度に比べて、若干保護者の方々が学校等に集まれる機会も増えたということがあるのではないかと考えております。

【八幡委員長】

ありがとうございます。対面も若干前年度よりも増えたということですよ。あともう一つ、策定時から下がっているのが、高校生のインターンシップなのですが、これは前年度から比べても回復していないというか、さらに下がっているのですけれども、これはやはりコロナの影響があるということなのですかね。

【高校教育課】

高校教育課でございます。委員御指摘のとおりで、インターンシップは学校の近所に出向いて行う形が従来の形でございましたので、送り出す側もそうですが、受け入れる側の企業さんの方も、なかなかコロナの対応の中で受け入れるのも難しいという状況がございました。そして、お手元の資料4ページに、普通科生徒のインターンシップ体験の増加が課題となっておりますが、令和3年度は、7月末に、いわゆるまん延防止、行動制限が多くかかりましたものですから、普通科の生徒は、本来夏休みにそういう活動をする機会が多いのですが、その部分で大きく行動が制限されたというのが一つの要因であろうと思っております。

【八幡委員長】

ありがとうございます。ではその他の委員から、どこからでも御質問あるいは御意見でも構いませんが。

【干川委員】

実施状況については、策定時と比べて上がったか、下がったか、横ばいかというふう
に書かれていますね。今年度から計画の半分ぐらいを経過するというのを伺いまして、
そうすると、その半分の目標値を達成しているかどうかみたいなことも考えていかないと、
最終年に大幅な改善を要することにもなりかねないのではないかと。進捗状況から
すると、その年度の到達すべき目標があって、それと比べてどれぐらい達成できている
かのような指標の方が、達成しそうかどうか、最終的な目標を達成するかどうか判断
していきやすいのかなと思ったりしたのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

【事務局（教育政策課）】

事務局でございます。上向きの基準を、達成率概ね10%を上向きで評価していますが、
4年間で見ると年に25%を達成の目安としてみるというのは一つの見方かと思いま
すけれども、今回の報告書については、策定時比の上向き・下向き・横ばいで表示さ
せていただいたところでございます。御意見を伺って、記載の仕方については、事務局
の方で整理する形で検討させていただきたいと思えます。

【八幡委員長】

ありがとうございます。達成度合いを見えるようにということですかね。目標までど
れぐらい到達しているかが重要じゃないかという御意見かと思えます。全体に関わる話
で言われているかと思えますけれども、その他、個別の項目に関して、ここは気になる
ということがございましたら、御発言いただきたいと思います。

【園部委員】

基本的方向性の2の「安全・安心に過ごせる学校づくり」の、欠席が10日に達する
前に専門家の支援につなぐ「愛の1・2・3運動+1」というのがありますね。これは
すごく評価しているのですけれども、取組状況がまだ浸透していない学校もあるよう
なのですけれども、これについてももう少し詳しく説明していただくようにお願いします。

【学校安全・安心推進課】

学校安全・安心推進課でございます。「愛の1・2・3運動+1」につきましては、各
教育事務所等を通じまして、各市町村の教育委員会、これに対して、しっかり進めてい
くようにというお願いをしているのが1点目でございます。また、スクールカウンセラ
ー、スクールソーシャルワーカー等を配置させていただいておりますので、学校としっ
かり連携をしてもらって、早め早めに相談をしていく。そして、ケース会議等も後の段
階にならずに、早い段階で開催してもらって、専門家からの意見をいただくというよう
なことをしっかりするようにということで、お願いしているところでございます。

【園部委員】

すみません。しつこいようですけれども、その周知はどれくらいかというのは、統計と

かがあるのですか。これが各学校にどれくらい周知されているかというもの。

【学校安全・安心推進課】

統計はとっておりませんが、各教育事務所の指導課長さん、先ほどの会議ですとか、指導主事等の会議で、この内容についてはお伝えをして、そして、各定期報告が毎月上がってきますので、それで取組状況等は確認をさせていただいております。

【園部委員】

最近不登校が増えてきているので、これは重要な公務だと思っているので、できれば周知して、積極的にこういう事業の展開をしていただくといいのかなと思ったのでお聞きしました。ありがとうございました。

【八幡委員長】

関連してでも、その他のことでも構いません。

【干川委員】

今の不登校の問題と関連して、全国的に大学の相談でも、不登校の全体数が増えている統計も出ています。コロナ禍で不登校の子ども達の数が増えているのかなということがあります。ここでは、専門家からの支援が横ばいということで、維持できている状況ではあるのですが、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーを増やしていかなきゃいけないかなと思ったりするのですが、そのあたりについてはいかがなのでしょう。

【学校安全・安心推進課】

学校安全・安心推進課でございます。スクールカウンセラー等の数につきましては、記載されているように配置をさせていただいているところでございます。基本的に各学校週に0.5日は行っていただくようお願いをしたいところではございますが、人数の関係がありまして、全ての学校にというわけにはいかないのが現状でございます。ただ、小規模校で常に配置ができないところにつきましては、各教育委員会単位で、スクールカウンセラーの方を配属させていただいております。順番に学校の方を回って相談にあたっていただいているという状況でございます。このスクールカウンセラーの相談時間、そして就任いただいているスクールカウンセラーの数の増加につきましては、今後検討が必要であるなど考えているところでございます。

【八幡委員長】

その他何か、今不登校関係のところでは繋がっていますので、他に関連の御質問はございますか。

【園部委員】

もう一つすみません。コロナの影響下で、最近心身に不調を訴える児童生徒が増えていのですけれども、それに対しては対策みたいなものは考えているのでしょうか。

【学校安全・安心推進課】

学校安全・安心推進課でございます。不登校の増加は、ずっと連続で増加をしております。昨年度の文部科学省から出された調査結果ですと、いわゆるコロナによる教育機会、学校に行く機会が減少したり、若しくはなかなか友達と会う機会がなくて、人と接触する機会がなくて、なかなか馴染めないということも、可能性としてあげられるということが出ております。この内容につきましては、各学校のスクールカウンセラーの方で対応いただいておりますので、そちらからこちらには情報が入っているところでございますが、学校とスクールカウンセラーでしっかり指導の方を進めていただいているという状況でございます。

【八幡委員長】

それでは、私の方から関連してなのですけれども、コロナの間に、遠隔でも教育手法をいろいろ開発されたこともあって、不登校の子どもが遠隔の手段で学びやすくなったといった見方も一部にはあるかと思うのですね。それから、不登校の対策で学校復帰を目指す方向での支援ということなのか、その他の選択肢も作っていくという方向なのかといった全体の政策の方向性について、在宅での学びとか、それを学びとして受け入れていくといった方向があるのかなという点について少し伺いたいのですが。

【学校安全・安心推進課】

学校安全・安心推進課でございます。ICTの活用につきましては、事務所からあがってくる中に、ICT機能を活用した授業に参加した者については、学校長の判断で出席日数にカウントしたという報告もございます。今後ますますこういう活動が普及するのではないかと考えております。

また、不登校生徒につきましては、平成28年に公布されました教育機会確保法によりまして、全てを学校教育に戻すというものではなくて、将来的な社会的な自立を目指すということが掲げられておりますので、全ての子どもを学校にまた登校できるようにするということが全てではないというところで、各学校で取り組まれているところでございます。県としましては、各市町村単位で教育支援センターを設置しまして、学校になかなか登校できない、教室に入れないという子ども達を支援センターに入れて、支援センターに支援員さんを配置して、その子ども達独自の学びをしていくという支援をやらせていただいております。今年は2か所、嘉島町と氷川町に設置しまして、昨年度は南関町に設置させていただいております。こういう支援を、国の助成を受けながら進めているところでございます。

【八幡委員長】

はい、ありがとうございます。それでは、関連してでも、他のポイントでもかまいませんので。

【永田委員】

「確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成」の資料の20ページ。学力の向上に関して、小学校においては全国平均であるが、中学校1年時における学力低下が顕著であると。顕著である理由がわかれば教えていただきたいのですが。小学校で平均だった学力がなぜ中1になっていきなり低下するのか、その課題があれば対策は練ってらっしゃるのか教えていただきたいです。

【義務教育課】

義務教育課でございます。御質問ありがとうございます。委員御指摘のとおり、本県の学力を細かく分析していきますと、小学校よりも中学校に課題がある、中学校も1年生の段階から課題が始まっているという状況がございます。その要因は様々あり、ひとつということはないと思っておりますが、例えば小学校は学級担任制で授業が行われていますが、中学校になると教科担任制になるということから、例えば教え方であったりとか、そういうところの共通理解が足りないのではないかと、また、小学校での学び方であったり、そういうところをきちんと中学校は踏まえた上で授業が行われているかどうか、いわゆる小中連携ですけれども、そういうところに課題があるのではないかと考えているところでございます。この課題解決に向けまして、一つは中学校の教員向けに、教科別のオンライン研修会を実施したり、小中連携であったり、また、学力向上重点支援地域事業として地域を数か所指定しまして取組を進めているところでございます。今後の方向性として、その得られた成果等を県内に普及させたいと考えているところでございます。

【八幡委員長】

その他、関連して御質問がありましたら。

【八幡委員長】

また私の方から。特に、これは対策が必要と思われる教科はありますか。

【義務教育課】

全国的な調査等も見てみますと、算数・数学に課題があります。それにつきましては、昨年度は緊急に文部科学省の教科調査官による、オンラインでの中学校の先生向けの研修会を実施し、また今年度も、個別に研修を実施しているところでございます。

【八幡委員長】

算数・数学が、特に今、取組の強化が必要と。

【義務教育課】

全国学力・学習状況調査は、国語と算数、中学校だと国語と数学、年度によっては、さらに英語等も入ってくるのですけれども、国語・算数・数学を見た場合、算数・数学に課題があると認識しているところでございます。

【八幡委員長】

教員養成も関わりがあるのかなと、気になるところではあります。あるいは、教員研修、そこでのいろいろな連携がですね、大学等と必要なのかなと感じますけれども。

【八幡委員長】

それでは、その他、まだまだ時間がありますので。

【出川委員】

一つ質問ですが、基本的方向性の7で、上昇している「教職員の時間外在校等時間が年360時間以内となっている割合」が、コロナの前の令和元年度から比べて、5ポイント上昇しているということであっておりますが、計画推進上の課題の中、44ページには、令和2年度は当初に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う臨時休校措置が約2か月講じられたことなどから、対令和2年度比で0.2ポイント下降したということなのですが、2か月の臨時休校の措置があったのにも関わらず、360時間以内の時間外在校等時間の割合があまり減っていないというのは、どういうことなのかが分からないので、教えていただきたいと思えます。

【学校人事課】

学校人事課でございます。御質問のありました時間外在校等時間の推移でございます。コロナの影響について申し上げますと、臨時休校措置、令和2年度当初だったと思うのですけれども、2か月間程度ということで、この期間には先生方が来校されていないということで、この分の影響が0.2ポイントとわずかではあります改善したというところでございます。ただ、劇的な改善に至っていないというのが正直なところです。その原因でございますけれども、やはりまだ全体としては、在校等時間、これは上限の方針、例えば年360時間であったり、月45時間だったりというところを示してはいますが、まだこれがなかなか浸透しきれていないというところもあります。昨年度、方針を改めて打ち出して周知したり取り組んでおりますが、まだ浸透しきれていないのかなと。教職員の意識の問題もあるのかなと思っておりますが、そこが解決できていないということがございますので、引き続き、先ほどのチラシでの周知とか、あるいは、管理職等との面談等を我々はやっておりますので、そういった中でも時間外については意識して取り組むよう、特に校長先生方に呼び掛けております。我々としてもしっかり取組を進めていきたいと考えているところです。

【八幡委員長】

よろしいでしょうか。では、東委員。

【東委員】

今のに関連してですが、取組状況に差が見られるとありますが、上手に取り組みられていらっしゃるのと、そうでないところは何が違うのかというのが分かれば。例えば月45時間と言っても毎月同じような労働の状況ではないだろうと思うので、残業が増えて仕方がない月はしょうがないけど、そうじゃない月はできるんじゃないかとか、校長先生の裁量でこの差が生まれているのか、それとも各教員の意識の差なのか、取組状況に差が見られるというのは、どうして差がでてくるのか。何かモデルケースみたいなのが示されないのか、月45時間といった数字目標だけではなくて、通知表をつけるときは大変だけど、ここでは休めるんじゃないかみたいな、何かそういうものが示せないのかどうか、そこをどう考えていますか。

【学校人事課】

学校人事課でございます。ただ今の勤務時間の適正管理が一番の課題かと思っておりますが、その取組状況の差というところでは、いくつか私どもで項目を設けて、実際、各市町村教育委員会を含めて、どのような取組を行っているか調査しております。

例えば時間外、先ほど申し上げました上限方針でございますけれども、そういうものも、市町村において、教育委員会の規則等で位置づけをしてほしいとお願いしているところですが、昨年度の調査によりますと、こういう整備をまだしていない、変更中のところが全体の約15%あるということで、全ての市町村が規則等での位置づけができていないわけではないという状況があります。あるいは、これは別の質問項目になりますが、在校等時間・時間外の把握方法については、ICカード等の客観的な方法で把握してほしいということを申し上げますけれども、そういう客観的な方法で把握をしている市町村というのは、全体の78.3%ということで、残りの市町村につきましては、例えば、校長先生等が実際に見て把握するとか、職員自身がシステムで入力をしているとか、そうした結果が出ております。これ以外にいくつかありますが、調査結果はホームページ等で公表しております。また、時間外縮減に向けた取組事例もホームページ等に掲載しているところですので、それは私ども県立は各県立学校、市町村については市町村教育委員会に対して、そういった事例も見ていただいて、参考になれば取り組んでほしいということで、話を進めているところでございます。今後も必要な啓発を行って参りたいと考えているところでございます。

【八幡委員長】

よろしいでしょうか。働き方改革のところになりますが、その他関連して、あるいは他のことでも。

【干川委員】

基本的方向性4の「障がいや多様や教育的ニーズに応える」というところで、「特別支援学校において生徒が就職できた割合」は、かなり上昇されているのでいい傾向かなと思うのですが、ちょっと気になっていまして、高等支援学校が開校されていって、これからその高等支援学校を卒業する人たちが増えていくのかなと。しかも軽度で、一般就労が可能な子ども達がたくさんいるので、今後も、100%を目指してそこが維持できるのかどうかということですね、そこがちょっと気になっていまして。就職先もかなり限られて、一般就労の就職先がないというような生徒も出てくると非常に残念だなというところもあります。これについての見通しというか、あるいは、今後の取組とかについて、御説明いただけたらと思います。

【特別支援教育課】

特別支援教育課でございます。委員が今おっしゃられた内容は全くそのとおりでございまして、実際、熊本はばたき高等支援学校に先日行きまして、この就労の状況についても確認して参りました。熊本はばたき高等支援学校が1学年、9クラス、72人の生徒がおります。毎年72人ずつを送り出すという状況の中で、昨年度は全員就労につながられております。ただ、今後を考えたときに、非常に危機感を学校現場の方も持っております、ポイントになってくるのが、まず就労先のジャンルでございます。製造業、サービス業ですね、その対応できるジャンルを増やしていくこと。あとは、企業を見つけるときに、キャリアサポーターとか進路指導担当者が足で稼いで広げていく状況がございまして、そういった人的支援あたりの拡充も必要になってくるかと思っております。いずれにしても、子ども達それぞれに、適正といいますか、仕事とのマッチングもございまして、その辺りを丁寧にやっていけるようにしながら進めていくべきかなと思っております。

【八幡委員長】

よろしいでしょうか。

【園部委員】

特別支援についてもう1ついいですか。2つ質問があるのですけれども、1つ目は、外国人の子どもさんが増えてくると思うのですけれども、どういう現状であるかお聞きしたいということと、もう1つは、大学に来て、大学でもずっと療育を受けたり、特別支援を受けている学生がいるのですけれども、そうじゃない学生が大学で発見されることが結構多いんですね。そこでなかなか間に合わなかったりする、受け入れられなかったりして困っていることが結構あるのですけれども。そこで、高等学校の特別支援教育の現状を教えてくださいなと思います。

【特別支援教育課】

特別支援教育課でございます。まず1点目の外国人の子どもさんの特別支援学校への

就学の状況ですが、知的障がい特別支援学校、特に熊本市内にあります大規模校、熊本支援学校、こちらに在籍を確認しております。中国国籍の方であったり、韓国国籍の方であったりという状況ですが、やはり1番最初に気になるのは言葉の状況でございます。言葉の壁ですね。ただ、知的障がいの教育にあっては、視覚的にカードで見せたりとか、ジェスチャーとか、そういった形での伝え方をしていますので、言葉の壁が支障になるという状況はさほど確認できておりません。他の日本国籍の子ども達と一緒に同じ活動をやっていく状況が確認できております。

高等学校における特別支援教育の状況ですけれども、中学校から高等学校に進学をしたときに、一つ大きな差として出てくるのが、中学校で特別支援学級在籍であったりしたときに支援を受けておりますが、その支援が高等学校にきちんと引き継がれなかったため、適切な対応ができずに、高等学校においても、学力不振であったり、あるいは不登校になったりという状況がございます。そういった状況も鑑みまして、現在の個別の教育支援計画とか、個別の指導計画をきちんと引き継ぐようにという取組を進めているところであり、高校側の話を聞いてみますと、やはり中学校からしっかりした情報が聞ければ対応はできたのというような話がございます。逆に、特別支援学級から上がってきた子の方が、実際の支援内容が確定しておりますので、対応ができるとか、そういうケースも確認できているところです。したがって、高校からその先の就職先、あるいは進学先に支援を繋いでいくと、そこを決定させる取組が今後重要になってくると、徹底させる必要があると認識をしております。

【高校教育課】

高校教育課から補足をさせていただきます。中学校から高校への特別支援の引き継ぎについてですが、現在、全ての高校で合格者が確定した段階で、例えば職員を各中学校に割り振って、各中学校にお邪魔して、実際に支援が必要な生徒さんについての情報共有をさせていただいております。情報が中学校からいただく情報なので、どの程度きちんと伝わるかということがございますが、今後しっかり繋げていかなければいけないと考えております。そういうシステムも、特に決まりがあるわけじゃないのですけれども、学校が自主的に、そういったやり取りを中学校側とさせていただいている状況です。

【園部委員】

移行支援を受けるときに、プライバシーの問題がありますよね。それは、どうなっていますか。

【高校教育課】

高校教育課でございます。おっしゃるとおりで、いわゆる支援計画も中学校で続けられたものが引き継がれたとか、保護者さん等の同意がないというところもございまして、全ての情報が十分というところになかなか繋がりにくいという部分も正直あります。

【永田委員】

特別支援教育に関してですが、就職の割合が伸びていいなと思うんですが、3年定着率、5年定着率のデータはありますか。それと、さきほどの外国人のお子さん達で特別支援学級に入られるのは、障がいがあるから特別支援に入ってるのでしょうか。外国人の子どもだから支援学級に入っているのですか。

【特別支援教育課】

特別支援教育課でございます。今おっしゃられました、就職した後の1年後、あるいは2年後、3年後の定着率ですけれども、本課の方で把握はしていない状況でございます。ただ、特別支援学校の全ての学校ですけれども、アフターケアといまして、1年後、2年後に、大まかには3年を目途にありますが、事業所の方も合わせていただきまして、その後の状況を確認しながら、サポートが必要な場合にはサポートするような体制を組んで各学校も動いております。それから2点目の外国人の子どもさんの状況ですけれども、基本的に障がいがあるということで特別支援学校に来るということになります。特別支援学校に就学するためには一定の障がいの重さというか、程度が必要ですが、その基準に基づいて就学をするということになっております。

【永田委員】

ありがとうございます。もう一ついいですか。私、自動車学校を経営していますが、障害者支援法が変わって、免許を取らせて社会に参加をさせるように、軽度の障がい者、発達障がいの方々の免許の取組を支援しているのですが、就労移行支援を受けて就労されても、生活とか自立支援ができていないので戻ってきてしまっている。免許を取ったら、社会参加の一つの足がかりになるかなと思って、それを支援していたのですが、なかなかそこはうまくいかないなと思って気づいたのは、生活とか自立ができてなくて舞い戻ってくるということ。そこで、今度は福祉の事業所を立ち上げたのですが、福祉の事業所は熊本には就労移行支援は多いのですけれども、生活とか自立の支援が少なく、就労移行支援を2年間受けて、やはり就労してもダメだったから、もう1回生活支援を受けると。そのあたりの就労支援と生活・自立支援のつながりがきちんとできてないなというのを、今感じています。先ほど先生もおっしゃったように、大学の中でも、大学に来なくなるとか。そうしたつながりというか、そこが難しいのかなとすごく感じているのですけれども、どうでしょうか。

【特別支援教育課】

委員お尋ねの件については、発達障がいに特化したところということでよろしいでしょうか。発達障がいになりましたときに、就職をして、ただ働く力だけあれば継続できるのかというと、そうでもなくて、自分で生活する力、金銭的なところとか、初歩的なところからいけば、ちゃんと決まった時間に来て、夜はちゃんと寝てというようなところまで必要になってくるかと思えます。そこについても、特別支援学校においても、働くと暮らす、両面で力をつけていって、就職した後、社会に出た後は一人で暮らして

いけるようにというところで取組は行っているところですが、実際のところはやはり、生活面、暮らしの部分が課題になって、就労を継続できないというようなケースは出てきております。そこにつきましてはナカポツセンター（障害者就業・生活支援センター）とか、各学校の進路担当者がしっかり繋がって、アフターケアもやるようにはしているところですが、学校教育機関で、そこまでちゃんとできるというのが難しいのは現実でございます。ただ、やはりそこがないと就労の継続には繋がっていきませんので、個に応じた、何が必要かというところを明確化して、その力がつくような取組というのを各学校でやっていくべきかなという認識でおります。

【八幡委員長】

はい。あと10分ぐらい質疑応答ができるかなと思います。その他何かございましたら。

【出川委員】

資料の16ページに、いじめを受けたお子さんが誰かに話をした、又は自分で解決できると回答した割合について、いじめを受けたと回答した児童のうち誰にも相談していないと回答した児童の中で、自分で解決できると回答していない児童生徒数が書かれています。そのうち小学生の2年と3年が低い状態にあるということで、低学年に対する教育相談体制への充実ということが書かれています。低学年の子が、自分で相談すること自体が難しいのではないかなと個人的には思っています。

そこで、来年度からこども基本法もできて、子どもの権利条約というものの位置づけが、子どもの教育の分野にも関わってくるかなと思いますので、人権教育の推進のところにも関わるとは思います。子どもの権利条約を子どもに十分普及するような取組とか、そういうものを今後の方向性で入れていただけたら、より子どもが「自分も大切にされてもいい存在だ」というようなことを認識するのではないかなということを感じたので、今後の方向性の中で考えていただければと思います。

【学校安全・安心推進課】

学校安全・安心推進課でございます。委員の御指摘ありがとうございます。今委員からお話していただいたとおりでございます。低学年につきましては、いじめを訴えたという数も多いですし、自分で解決できなかったというのも多くなっておりますので、やはり低学年に対する指導というのは大事だと思っております。御指摘いただきましてありがとうございます。今委員の方からいただきましたことにつきましても検討させていただきます。今後の方向性に入れさせていただきます。

【園部委員】

関連してもう一つ。アドボカシーという概念があるんですけども、低学年の子どもさんや障がいを持っている子どもさんは、特に自分の意見を表現できないんですね。そういうときに、誰かが話を聞いてあげるということがとても大事ですよ。そういうの

も人権に関係しているんですけども、そういう概念にも少し触れる必要があるのかなと思います。

【学校安全・安心推進課】

ありがとうございます。参考にさせていただきたいと思います。

【八幡委員長】

私の方から話をさせてもらおうと、人権で大切なのは誰もが持っている基本的人権ですけど、人権教育というのは別立てになっているのかなと思っているところがあって、人権教育というと、水俣などの特定の社会問題にシフトしているところがあって、学校で起きている権利侵害とかに目を向けるということと、そこがつながっているのかなとちょっと疑問を私は持っているんですけど。そこはいかがですかね。合志の方でハンセン病の菊池恵楓園の隣に学校ができましたよね、小・中一貫の学校が。あそこが人権教育のメッカたろうとされていると聞いているんですけども、例えばハンセン病に関する人権教育というのと、子ども同士が自分の権利とか自分たちを大事にするという話というのは、別問題じゃないと思うんですけど。そこが何か繋がっているのかなと。それをちょっと疑問に思っているんですけども。

【人権同和教育課】

人権同和教育課でございます。今委員から御質問のありました、例えば個別の人権課題についての学習、ハンセン病とか水俣病をめぐる人権とか、同和問題についての学習と、自分自身のこと、自分や他人を大切にするという意識や態度の育成についての考えですけども、これを密接に考えて、学校で指導するように教職員に対して指導を行っているところでございます。例えば、ハンセン病の入所者の方の話を聞いて、これまで受けてこられたいろいろな苦労とか心の痛み、そういうものを児童1人1人に考えさせて、学校生活の中で、自分を大切にしようとか、クラスの周り、隣に座っている子どももしっかり大切にしていこう、そういう意識とか態度も同時に育成を図っているところでございます。

【八幡委員長】

ありがとうございました。上手くそこが繋がれば良いなと思います。その他、後5分ぐらいですが、言い残したことがあったらいけませんので、是非何か、最後一言ありましたら。

【永田委員】

T SMCが進出されて、御家族の方々がたくさんいらっしゃっていると聞いており、私の事業所は楠なんですけど、実際、楠小学校に台湾のお子さんが入ってらっしゃると聞いています。インターナショナルスクールができるという話は聞いていて、私は普通の学校に入ってもらってグローバル化を進めていただきたいと思いますなと思っているんですけど、

県としてどういう体制をとられているのかとかお聞かせいただきたいなど。

【教育理事】

T SMCの熊本県への進出に伴って、全体的なお話をしますと、県庁でプロジェクトチームを作って、いろいろな分野で支えサポートしております。その中で教育委員会としても、就労の部分での支援・確保の面と、熊本にいらっしゃる御子息の教育環境を整えるということがプロジェクトとして進めないといけない課題です。今熊本市の私立学校も含めまして、どういう受け入れ態勢ができるかということで検討しているところでございます。小・中学校においては、熊本市と熊本市以外の郡部で、いくつかの拠点校を設けて、そこにT SMCさんの御子息を受け入れるということで、会社に対してその計画を説明することで、スムーズな受入れを進められるよう、現在検討しているところでございます。拠点校という形で日本語教育等の指導ができるかというふうに考えているところでございます。

【八幡委員長】

ちょっと時間があれば聞きたいなと思っていたところだったんですけれども、報告書の28ページの今後の方向性のところで、日本語指導について、小中学校の教員等向けの研修会を充実させる、市町村に対する支援体制の充実を図るといったことが書かれているんですけれども、ここが、おそらく最初に申し上げたと思うんですけれども、社会情勢の急激な変化の中で、この計画が立案された時には想定していなかったような大きな波が来ているという、象徴的な箇所かなと思っています。

大学の方では、教員養成で、もっと外国人との共生を担えるような教員を養成したいとか、いろんなことを考え始めているんですけれども、ここの部分が次の計画ではものすごくクローズアップされて、いろんな可能性が出てくるのではないかと。T SMCの問題は一部に過ぎないと思うんですよ。外国人の労働者の方、そのお子さんというのは、サポートが必ずしも十分でない状態にあるというのはいろんな所から聞いておりますので、是非ここは、次期計画では1つ大きな柱になるぐらいのものにする必要があるのではないかと私自身は感じております。教育の中でのいろいろな多様な人との共生というのは1つの課題ですし、そこから、なかなか進んでない熊本の子ども達の学びの国際化、グローバル化にもつながっていくという非常に大きなチャンスでもあるんじゃないかと。課題でもありチャンスでもあると捉えてるところです。そのあたりは是非、今後の対応を御検討いただければありがたいなと思います。委員長としてではなく一委員としての意見でございます。

【八幡委員長】

それでは、そろそろ時間ですので、何か最後にございませんか、よろしいですか。それでは、これで審議は終了させていただきます。

県教育委員会には、本日の意見を踏まえて点検・評価を実施していただきますようお願い申し上げます。

なお、報告書に記載致します御意見の取りまとめにつきましては、委員長一任とさせていただきます。よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

<※異議なしの声>

それでは事務局にお返しします。

【事務局（教育政策課）】

長時間にわたり、ありがとうございました。本日頂戴しました御意見を踏まえまして、報告書を作成させていただきたいと思っております。

今後も皆様の御意見をお伺いしながら教育施策を進めて参りますので、引き続き御協力をよろしくお願いいたします。それではこれもちまして、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。